

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鴨川市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

鴨川市長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①健康手帳の交付 ②健康教育、健康相談、機能訓練及び訪問指導の実施 ③栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する住民からの相談対応 ④栄養指導その他の保健指導の実施 ⑤健康診査、がん検診の実施
③システムの名称	① 健康管理システム ② 団体内統合利用番号連携サーバー ③ 健康管理システム健康かるて(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
①特定保健指導ファイル、②保健指導ファイル、③住民健診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項の別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鴨川市総務課行政係 千葉県鴨川市横渚1450番地 04-7093-7829(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鴨川市健康推進課保健予防係 千葉県鴨川市八色887番地1 04-7093-7111(直通)

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

☐委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
----------------------------------	------------	--

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、マイナンバー利用事務においては、本人からの取得を原則とし、照会を行う際には、必ず複数人での確認をすることとしている。

9. 監査

実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	--------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセス可能な端末ごとに、IDとパスワードを設定し、アクセス権限は事務担当職員毎に設定して、ログイン時にはIDとパスワードを必要とする、二段階認証を実施している。また、アクセス可能な職員の名簿は人事異動の度に見直し管理を行い、IDとパスワード等を適切に管理するよう指導を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I－5 ②所属長の役職名	—	課長	事前	
令和1年6月30日	IV－1 提出する特定個人情報保護	—	基礎項目評価書	事前	
令和1年6月30日	IV－2 目的外の入手が行われるリス	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV－3 目的を超えた紐付け、事務に	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV－3 権限のない者(元職員、アク	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV－4 委託先における不正な使用	—	委託しない	事前	
令和1年6月30日	IV－5 不正な提供・移転が行われる	—	提供・移転しない	事前	
令和1年6月30日	IV－6 目的外の入手が行われるリス	—	接続しない(入手)	事前	
令和1年6月30日	IV－6 不正な提供・移転が行われる	—	接続しない(提供)	事前	
令和1年6月30日	IV－7 特定個人情報の漏えい・滅	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV－8 実施の有無	—	自己点検	事前	
令和1年6月30日	IV－9 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事前	
令和7年5月30日	I－1 ③システムの名称	① 健康管理システム ② 団体内統合利用番号連携サーバー	① 健康管理システム ② 団体内統合利用番号連携サーバー ③ 健康管理システム健康かるて(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事前	
令和7年5月30日	I－2 特定個人情報ファイル名称	①特定保健指導ファイル、②保健指導ファイル、③住民健診ファイル、④団体内統合利用番号連携サーバー	①特定保健指導ファイル、②保健指導ファイル、③住民健診ファイル	事前	
令和7年5月30日	I－4 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和7年5月30日	I－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 76の項 行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	・番号法第9条第1項の別表111の項	事前	
令和7年5月30日	I－4 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) (別表第2における情報照会の根拠) 102の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第2における情報提供の根拠) (別表第2における情報照会の根拠)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事前	
令和7年5月30日	II－1. いつ時点の計数か	平成27年6月15日 時点	令和7年5月22日 時点	事前	
令和7年5月30日	II－2. いつ時点の計数か	平成27年6月15日 時点	令和7年5月22日 時点	事前	